

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社エニーク（以下、「会社」という）と労働者代表は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第 1 条 本協定は、労働者派遣法第 30 条の 3 に基づく「派遣先均等・均衡方式」によって待遇を決定する派遣労働者を除く全ての派遣労働者（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

- 第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、役職手当、管理者手当、夜勤手当、運転手当、責任者手当、通勤手当及びその他賃金規程で規定される手当とする。

（賃金の決定方法）

- 第 3 条 対象従業員の基本給及び諸手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 の「3」のとおりとする。
- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和 3 年 8 月 6 日職発 0 8 0 6 第 3 号「労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イの同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額について」」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計による職種別平均求人賃金」（厚生労働省）の「中分類職種」に該当する各職種とする。
- (2) 通勤手当については、本協定で定める賃金とは分離し、第 6 条のとおりとする。
- (3) 退職手当については、基本給に含めるものとする。
- (4) 地域調整については、通達に定める「職業安定業務統計による地域指数」により、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地ごとに算出するものとする。

（基本給）

- 第 4 条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。
- (1) 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
- (2) 別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること。

Aランク：10年

Bランク：3年

Cランク：0年

(3) 基本給は、業務内容と業務を遂行するうえで必要な基本スキルをベースとして算出した職務のランクと各等級を掛け合わせて算出する。

(4) 会社は必要に応じて別表2の内容を見直すことがある。

2 会社は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。また、勤務評価の結果が著しく悪い場合は降給を行うことがある。

3 対象従業員が高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

(諸手当)

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当、役職手当、管理者手当、夜勤手当、運転手当、責任者手当、及びその他賃金規程で規定される手当は、契約社員等賃金規程に準じて、法律の定めに従って支給する。

(通勤手当)

第6条 対象従業員の通勤手当は、契約社員等賃金規程に準じて、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、徒歩または自転車のみで通勤する場合を除くものとする。

(退職金)

第7条 対象従業員に対して、別表2の一般基本給・賞与等の額の6%の額を前払い退職金として支給する。

(賞与)

第8条 対象従業員の賞与は、会社が賞与を支給するに適切な業績を上げた場合、支給要件を満たす従業員に対し、賞与計算期間の勤務成績、職務内容などを考慮して決定した金額の賞与を支給する。ただし、会社の業績によっては、賞与を支給しないことがある。

2 各年の決算において、従業員に対する賞与を支給するに十分な業績を上げた場合、決算期間の末日に在籍する従業員に対し、勤務成績、貢献度などを考慮して個別に決定した金額の賞与を支給することがある。

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 基本給及び賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は派遣社員就業規則に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、第4条2項の

昇給、減給の範囲を決定する。なお、勤務評価の実施にあたって、等級の変更に際しては、派遣先の指揮命令者の意見を反映するよう努めるものとする。

(賃金以外の待遇)

第 10 条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第 11 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣社員 教育訓練実施計画書」に従って、着実に実施する。

(その他)

第 12 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第 13 条 本協定の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 2 年間とする。

令和 4 年 3 月 23 日

株式会社エニーク 代表取締役 吉田 証一 印

労働者代表 加茂 ルミ 印

別表 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び退職金等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値		
			0年	3年	10年
1	一般事務員	通達に定める 職業安定業務 統計	1,047	1,349	1,582
2	地域調整	(東京) 114.3	1,197	1,542	1,809
3	退職金(6%) 上乗せ後		1,269	1,635	1,918

別表 2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容	基本給額						対応する 一般の労働者の能力・経験
		76～ 80 点	81～ 85 点	86～ 90 点	91～ 100 点	101～ 110 点	111 点 ～	
Aランク	事務リーダー (派遣先にて業務内容を総合的に見ながら、一部ではなく全体を効率的に管理する)	1,950	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	10年
Bランク	事務一般 (派遣先、現場にて円滑かつ効率的な進捗管理と調整を行う)	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	3年
Cランク	事務アシスタント (派遣労働者として基本的な知識を身につけ、担当業務の基本を理解する)	1,270	1,320	1,370	1,420	1,470	1,520	0年

(備考)

- 1 退職金については、基本給額の6%相当の額を前払い退職金として支給する。
- 2 月給制社員について、同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、給与額を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。
- 3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は考慮しないこととする。